

令和2年度（2020年度）行政評価シート【個表】

令和 2 年 8 月 14 日

評価対象事業		評価者	高齢者いきいき課担当課長 瀧澤 博	
健福-17	実施事業	高齢者施設福祉事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	主管課 高齢者いきいき課 関連課
総合計画上の位置付け	分野	健康福祉	施策の方針	地域生活の支援サービス

1 事業の目的

対象	施設入所等を要する高齢者
意図	高齢者に対し、施設入所等に係る環境づくりを支援し、生活の質の確保を図るため。
効果	高齢者への施設福祉サービスの充実を図る。

2 令和元年度(2019年度)に実施した事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム等の入所判定については、対象者がいなかったため、行わなかった。 ・特別養護老人ホームの土地の借上げを行った。 ・養護老人ホーム等への施設入所措置を行った。

3 事業費等基礎データ

データ区分	30年度(2018年度)決算	01年度(2019年度)決算	データ区分	02年度(2020年度)当初予算	備考
人口等のデータ	人口	176,308人	人口	176,608人	・各年3月31日 (住民基本台帳)
	世帯数	81,763世帯	世帯数	83,058世帯	
運営資源状況	事業の対象者数		事業の対象者数		
	決算値(千円)	81,876	73,400	当初予算(千円)	85,312
	国県支出金			国県支出金	
	地方債			地方債	
	その他	13,829	10,765	その他	11,988
	一般財源	68,047	62,635	一般財源	73,324
	人員配置数	2.5	1.6	人員配置数	1.6
事業経費運営	人件費(千円)	19,754	12,926	人件費(千円)	12,914
	総事業費(千円)	101,630	86,326	総事業費(千円)	98,226
	市民1人当りの経費(円)	576	489	市民1人当りの経費(円)	556
	対象者1人当りの経費(円)			対象者1人当りの経費(円)	

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効率性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	3. 統合できない
妥当性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	3. 変わらずにある
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きい	3. 廃止・休止による影響は大きくある
	今後も市が実施すべき事業か	9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、今後も市が実施する必要がある
有効性	事業の成果は得られているか	3. 十分な成果が出ている
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きい	4. 事業の方向性や手法も適切であり、大きく貢献している
公平性	受益者負担は公正・公平か	○-2. 適正な受益者負担を導入している
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	△-2. 市民等と協働して事業を実施することはできない
		協働実施済の場合のパートナー
事業内容の方向性	<input type="checkbox"/> a: 事業内容を見直す ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> b: 事業内容は現状通りとする <input type="checkbox"/> c: 事業を休止又は廃止する <input type="checkbox"/> d: 他事業と統合し、本事業は廃止する ⇒	見直しの種類 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他 見直しの内容 事業へ統合
予算規模の方向性	<input type="checkbox"/> A: 予算規模を拡大する <input checked="" type="checkbox"/> B: 予算規模は現状維持とする <input type="checkbox"/> C: 予算規模を縮小する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、老人福祉法第11条に基づき養護老人ホームへ措置することは今後も必要であるため、この事業は現状どおり維持する。措置に要する費用は神奈川県指針に定められており、予算規模の維持は必要である。
総評(評価に対する考え方、根拠等)	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置することは、市町村が必要に応じて採らなければならない措置として老人福祉法第11条に定められている事務であり、引き続き適切に行っていくと共に、入所者からは神奈川県指針に定められた基準に基づき、適切に費用徴収を行う。	

令和元年度(2019年度)事業実施にあつた課題(前年度未解決の事項を含む)	在宅での生活を継続することが困難な高齢者の増加に伴い、養護老人ホームへの入所措置のほか、その人に合った支援を早期に提供、提案することが求められる。
課題解決のために行った令和元年度(2019年度)の取組	高齢者の心身の状態、経済状況、支援の体制などを見極めながら、養護老人ホームへの入所措置のほか、他の施設への入所支援、病院への入院支援などを行った。
未解決の課題、新たな課題とその理由	在宅での生活を継続することが困難な高齢者の増加に伴い、待機者が多い施設もありすぐには入所できない者もいる。そのため、その人に合った支援を早期に提供、提案することが引き続き求められる。

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	65歳以上人口及び65歳以上高齢化率(平成31年1月1日現在)						
団体名	鎌倉市	横須賀市	平塚市	逗子市	藤沢市	茅ヶ崎市	
他市実績	54,096人 30.66%	126,193人 31.37%	71,192人 27.61%	18,146人 31.83%	105,199人 24.27%	63,460人 26.21%	

比較事項	65歳以上単身世帯数及び割合(平成27年国勢調査より)						
団体名	鎌倉市	横須賀市	平塚市	逗子市	藤沢市	茅ヶ崎市	
他市実績	9,220人 12.6%	21,392人 12.9%	10,854人 10.1%	3,621人 15.0%	18,205人 10.1%	9,911人 10.1%	

比較事項	養護老人ホーム措置状況(令和2年3月31日現在)及び単身世帯での割合						
団体名	鎌倉市	横須賀市	平塚市	逗子市	藤沢市	茅ヶ崎市	
他市実績	35人 0.38%	86人 0.40%	74人 0.68%	7人 0.19%	128人 0.70%	32人 0.32%	

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	養護老人ホーム措置状況は、近隣市と比較しても特段高いことはない。一方で在宅での生活を継続することが困難な高齢者の相談が増加しており、養護老人ホーム等への入所措置のほか、その人に合った支援を早期に提供、提案することが求められる。
----------------------	---

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容	養護老人ホームの措置費						単位	千円	指標の傾向	⇒	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)				
養護老人ホームの措置費の推移を把握するため	目標値	-	-	-	-	-	-				
	実績値	72,487	68,714	73,439	79,179	79,508	71,307				
	達成率	-	-	-	-	-	-				

指標の内容	養護老人ホームの措置人数						単位	人	指標の傾向	⇒	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)				
養護老人ホームに措置入所の推移を把握するため	目標値	-	-	-	40	40	40				
	実績値	37	36	35	39	39	35				
	達成率	-	-	-	97.5%	97.5%	87.5%				

当該事業実施に伴う指標の推移に関する考え方	・高齢者世帯単身が増える中、保証人不在や経済的理由により借家等の住み替えができず、生活が困難となってきた人の推移を把握するもの。措置人数については、令和元年度は、入所希望者が施設によってまちまちであった。そのような中、その人にあった入所措置を行った数であり、横ばいとなっている。
-----------------------	---